

◇2023 年度 生活指導生徒心得

【生徒心得】

この心得は生徒諸君が今工生として正しく楽しく学校生活を送るために必要な注意点を記したものである。

(A) 行動一般の心得

高校生として恥じない行動をとること。

1. 勉学に努めること(成績ならびに進級に関する規定は別に定めてある)。
2. 何事も自治的、良心的責任のある行動をとること。
3. いかなる問題の解決にも、暴力を行使してはならない。
4. 言葉づかいや行動はていねいで上品であること。
5. 目上の人にはもちろん、同僚後輩に対しても礼を失せぬように心掛けること。
6. 未成年者の喫煙飲酒は、もとより法によって禁じられている故、厳しく禁じる。
7. 金銭の貸借、物品のおごり、貸し借りは慎むこと。

(B) 服装頭髪に関する心得

服装及び頭髪は高校生らしく上品で清潔、端正、簡素であること。

1. 登下校、学校行事の際は学校で定められた服装とする。但し学校で必要と認められた場合は、服装等に関して指示することがある。
 - イ) 本校指定の制服を着用する。(男子冬季服装は上下とも黒色の標準学生服、夏季服装は本校指定のカッターシャツと黒色標準学生ズボン。女子は冬季・夏季とも本校指定のものとする。男女とも制服の変形を認めない。女子は必ずネクタイ・リボンを着用する。
 - ロ) 靴以外のはきものは禁止する(サンダル、クロックスも禁止)。ケガ等の事情により必要とする場合は、担任と生活指導部に許可申請を行い、許可証を所持すること。
2. 襟章は、男子が右に校章、左に系章、女子が校章、系章ともに左に付けるものとし、ボタンは学校指定のものをつけること。

(機械系 **M**、電気系 **E**、建築系 **A**、グラフィックデザイン系 **G**、工学系 **T**)
3. 指輪その他の装身具(ピアス・ネックレス・帽子も含む)は、たとえ記念品といえども着けてはならない。
4. 制服併用期間を5月から10月末までとし、この期間以外は冬服とする。

(学校の指示により併用期間を変更することもある。)夏服を着用するにあたって必ず男子は本校指定のカッターシャツ、女子は本校指定の白無地のブラウスを着用すること。また、ベスト等着用希望者は制服併用期間に夏服の上に着用可とする。型はニット系のベスト、セーター(Vネック)、カーディガンとする。(トレーナー、パーカー等フード付きは不可)色は単色で黒・紺・灰色・茶(ベージュ)・白とする。ただし、制服の襟が見えること。
5. 冬季には手袋、ジャンパー、オーバー類の着用は自由であるが、制服の襟章が、よく見え、そして、派手でない単色のものに限る。但し、着用は、登下校時のみとし、校内での着用は禁止する。またボタンやバンドは必ずは留めること。女子はブレザーの下に防寒着(セーター等)を着用する場合は夏服併用期間と同様である。男子においても夏併用期間と同様である。(トレーナー、パーカー、フード付きは不可)
6. ケガ等の事情により異装する場合は、担任と生活指導部に許可申請を行い、許可証を所持すること。
7. 頭髪は脱色、染色、パーマ、極端な刈り上げ、奇抜な髪型を禁止する。

(C) 校内の心得

学校を気持よく勉強する場所としてふさわしい環境に置くため、お互い最大の努力をしなければならない。

1. 授業中はもちろん、自習時間に於いても静粛にして他室に迷惑がかかる様な雑音騒音を発してはならない。
(授業に不要なものは鞆の中にしまい、携帯電話等は電源を切るかマナーモードとし、絶対に使用しないこと)
2. 校舎校園を愛護し、常に清潔に保つこと。校内の清掃に関しては次の規定を守ること。
 - イ) 掃除当番は毎日割当を確実に実行し平等に助け合って行うこと。
 - ロ) 大掃除は、指定日を設ける。
 - ハ) 掃除終了後は、班長が監督の先生に報告する。
3. 建物業物の共同使用物は特に注意して取扱い、破損した時及び不良箇所発見の際は、すみやかに学級担任又はその建物の係の先生届け出ること。
特にガラス破損に際しては、学級担任又はその建物の係の先生及び生活指導部に至急届け出て、その指示に従うこと。状況を把握の上、必要に応じて弁償させることがある。
4. 登校後は、授業終了まで外出しないこと。止むを得ず外出の場合は、早退・外出許可証に担任認印を得て生活指導部に提出して外出のこと。早退の場合もこれに準ずる。早退・外出許可証は(正)(副)に分かれ、(副)は生活指導部に提出のこと。(正)はあとで担任に返還すること。(担任不在の際は担任の代理に届出ること。)
5. 所持品には必ず系、学年、組、氏名を明記すること。金銭、物品を紛失又は拾得した時は直ちに生活指導部に届出ること。
6. 校内における集会、校外団体による掲示物は必ず生徒自治会指導部に連絡すること。
(尚、校内掲示物規定は別に定める。)
7. 休日に登校するときは、担任指導教員の指導を仰ぐこと。
8. 昼休みの体育館・運動場の使用については、体育科の指示に従うこと。但しホームルーム時及び自習時の利用の際は担任の先生の指導で行うこと。この際、生徒自治会指導部と体育科の承認を必要とする。放課後はクラブの使用のみとするが、特別な事情がある時は生徒自治会指導部と体育科の承認を必要とする。
9. 刃物を学校へ持って来てはいけない。ただし、授業や実習等で必要な場合は除く。
10. 食堂利用について
学校食堂を利用するときは、次の事項に注意すること。
 - イ) 常に食堂内は清潔整頓して、風紀を乱す行為は慎むこと。
 - ロ) 飲食物を求めるときは、販売口で順序よく行動すること。
 - ハ) 食後の食器、空瓶等は所定の場所に返却すること。

(D) 校外及び通学の心得

学校の内外を問わず今工生としての自覚を持って、世人の模範となるような行動を心がけること(特に自分一人の行動が、今工生全体の名誉にかかわることを認識すること)。

1. 通学時に寄り道をしないこと。特にその必要ある時は、予め保護者に告げておくこと。
2. 自転車通学する際は自転車通学許可願の遵守事項を確認の上、提出し、登録、交付されたステッカーを貼付すること。尚、自転車は所定の置場(本館北側)に置き、必ず錠をかけること。雨天時はカッパを着用し、傘を差しながらの運転は厳禁とする。
3. 通学等においては、交通規則を守って交通事故を起こさないように心がけること。
4. 単車、四輪車による通学(自宅から駅までの利用も含む)は禁止する(懲戒)。
5. 生徒としてふさわしくない場所への出入りはお互いに慎むこと。
6. アルバイトをする場合は、よくその仕事の内容、職場環境を吟味し、家庭の了解を得て、学業に支障をきたすことのない範囲とする。